

治安維持法 (1925年法律第46号)

施行日：大正14年4月21日

原文	口語文	口語訳
<p>朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル治安維持法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム</p> <p>御名御璽</p> <p style="text-align: right;">攝政名 大正十四年四月二十一日</p> <p style="text-align: center;">内閣總理大臣子爵 加藤 高明 内務大臣 若槻 禮次郎 司法大臣 小川 平吉</p> <p>法律第四十六號 第一条 国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ入シタル者八十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス 第二条 前条第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シタル者八七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処スル 第三条 第一条第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者八七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス 第四条 第一条第一項ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者八十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス 第五条 第一条第一項及前三条ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者八五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス 情ヲ知リテ供与ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者亦同シ 第六条 前五条ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ輕減又ハ免除ス 第七条 本法ハ何人ヲ問ハズ本法施行区域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦適用ス 附 則 大正十二年勅令第四百三号ハ之ヲ廢止ス</p>	<p>朕帝國議會の協賛を経たる治安維持法改正法律を裁可し茲に之を公布せしむ</p> <p>御名御璽</p> <p style="text-align: right;">攝政名 大正十四年四月二十一日</p> <p style="text-align: center;">内閣總理大臣子爵 加藤 高明 内務大臣 若槻 禮次郎 司法大臣 小川 平吉</p> <p>法律第四十六號 第一条 国体を変革し又は私有財産制度を否認することを目的として結社を組織し又は情を知りて之に入したる者は十年以下ノ懲役又は禁錮に処す 前項の未遂罪は之を罰す 第二条 前条第一項ノ目的を以て其の目的たる事項の実行に関し協議を為したる者は七年以下の懲役又は禁錮に処する 第三条 第一条第一項ノ目的を以て其の目的たる事項の実行を煽動したる者は七年以下の懲役又は禁錮に処す 第四条 第一条第一項ノ目的を以て騷擾、暴行其の他生命、身体又は財産に害を加ふべき犯罪を煽動したる者は十年以下の懲役又は禁錮に処す 第五条 第一条第一項及前三条ノ罪を犯さしむることら目的として金品其の他の財産上の利益を供与し又は其の申込若は約束を為したる者は五年以下の懲役又は禁錮に処す 情を知りて供与を受け又は其の要求若は約束を為したる者亦同し 第六条 前五条の罪を犯したる者自首したるときは其の刑を輕減又は免除す 第七条 本法は何人を問はず本法施行区域外に於て罪を犯したる者に亦適用す 附 則 大正十二年勅令第四百三号は之を廢止す</p>	<p>今上天皇が帝国議会の協賛を経たる治安維持法を裁可しここにこれを公布する</p> <p>御名御璽</p> <p style="text-align: right;">攝政名 大正十四年四月二十一日</p> <p style="text-align: center;">内閣總理大臣子爵 加藤 高明 内務大臣 若槻 禮次郎 司法大臣 小川 平吉</p> <p>法律第四十六号 第一条 国体を変革したまたは私有財産制度を否認することを目的として結社を組織したまたは事情を知らながらこれに加入した者は十年以下の懲役または禁固に処する。 2 前項の未遂罪はこれを罰する。 第二条 前条第一項の目的をもってその目的にある事項の実行に関して協議した者は七年以下の懲役または禁固に処する。 第三条 第一条第一項の目的をもってその目的にある事項の実行を煽動した者は七年以下の懲役または禁固に処する。 第四条 第一条第一項の目的をもって騷乱、暴行その他生命、身体または財産に害を加えるための犯罪を煽動した者は十年以下の懲役または禁固に処する。 第五条 第一条第一項および前三条の罪を犯させる目的で金品その他の財産上の利益を供与またはその申込みもしくは約束をした者は五年以下の懲役または禁固に処する。 2 事情を知らながら供与を受けまたはその要求もしくは約束をした者もまた同じ。 第六条 前五条の罪を犯した者が自首した時はその刑を輕減または免除する。 第七条 本法は何人を問わない。本法施行区域外において罪を犯した者にも適用する。 付則 大正十二年勅令第四百三号はこれを廢止する。</p>

治安維持法中改正ノ件 (1928年)

昭和3年勅令第129号

公布日：昭和3年6月29日

施行日：昭和3年6月29日

改正部分	改正後の法文	口語訳
<p>朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ治安維持法中改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム</p> <p>御名御璽</p> <p style="text-align: right;">昭和三年六月二十九日</p> <p style="text-align: center;">内閣總理大臣 外務大臣兼男爵 田中 義一 鐵道大臣 小川 平吉 海軍大臣 岡田 啓介 陸軍大臣 白川 義則 商工大臣 中橋 徳五郎 大藏大臣 三土 忠造 農林大臣 山本 悌二郎 内務大臣 望月 圭介 司法大臣 原 嘉道 逋信大臣 久原 房之助</p>	<p>朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル治安維持法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム</p> <p>御名御璽</p> <p style="text-align: right;">攝政名 大正十四年四月二十一日</p> <p style="text-align: center;">内閣總理大臣子爵 加藤 高明 内務大臣 若槻 禮次郎 司法大臣 小川 平吉</p>	<p>今上天皇が帝国議会の協賛を経たる治安維持法を裁可しここにこれを公布する</p> <p>御名御璽</p> <p style="text-align: right;">攝政名 大正十四年四月二十一日</p> <p style="text-align: center;">内閣總理大臣子爵 加藤 高明 内務大臣 若槻 禮次郎 司法大臣 小川 平吉</p>

<p style="text-align: right;">文部大臣 勝田 主計</p> <p>勅令第百二十九號 治安維持法中左ノ通改正ス 第一條 國體ヲ變革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス 私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者、結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者八十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス 前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス</p> <p>第二條中「前條第一項」ヲ「前條第一項又ハ第二項」ニ改ム</p> <p>第三條及第四條中「第一條第一項」ヲ「第一條第一項又ハ第二項」ニ改ム</p> <p>第五條中「第一條第一項及」ヲ「第一條第一項又ハ第二項又ハ」ニ改ム</p> <p>附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス</p>	<p>法律第四十六號</p> <p>第一條 國體ヲ變革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ禁錮ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者八年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス 私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者、結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者八十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス 前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス</p> <p>第二條 前條第一項又ハ第二項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ関シ協議ヲ爲シタル者八七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス</p> <p>第三條 第一條第一項又ハ第二項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ヲ煽動シタル者八七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス</p> <p>第四條 第一條第一項又ハ第二項ノ目的ヲ以テ騒擾、暴行其ノ他生命、身體又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者八十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス</p> <p>第五條 第一條第一項又ハ第二項又ハ前三條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者八五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス 情ヲ知りテ供与ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ爲シタル者亦同シ</p> <p>第六條 前五條ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス</p> <p>第七條 本法ハ何人ヲ問ハス本法施行區域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス</p> <p>附則 大正十二年勅令第四百三號ハ之ヲ廢止ス</p>	<p>法律第四十六号</p> <p>第一条 国体を変革することを目的として結社を組織する者又は結社の役員その他の指導者たる任務に従事する者は死刑又は無期若しくは八年以上の禁固に処し、事情を知らながら結社に加入する者又は結社の目的遂行のためにする行為をなす者は八年以上の有期の懲役または禁固に処する。 2 私有財産制度を否認する事を目的として結社を組織する者、結社に加入する者又は結社の目的遂行のためにする行為をなす者八十年以下の懲役又は禁固に処する。 3 前二項の未遂罪はこれを罰する。</p> <p>第二条 前条第一項又は第二項の目的をもってその目的にある事項の實行に関して協議した者は七年以下の懲役または禁固に処する。</p> <p>第三条 第一条第一項又は第二項の目的をもってその目的にある事項の實行を煽動した者は七年以下の懲役または禁固に処する。</p> <p>第四条 第一条第一項の目的をもって騒乱、暴行その他生命、身体または財産に害を加えるための犯罪を煽動した者は十年以下の懲役または禁固に処する。</p> <p>第五条 第一条第一項又は第二項又は前三条の罪を犯させる目的で金品その他の財産上の利益を供与またはその申込みもしくは約束をした者は五年以下の懲役または禁固に処する。 2 事情を知らながら供与を受けまたはその要求もしくは約束をした者もまた同じ。</p> <p>第六条 前五条の罪を犯した者が自首した時はその刑を軽減または免除する。</p> <p>第七条 本法は何人を問わない。本法施行区域外において罪を犯した者にも適用する。</p> <p>付則 大正十二年勅令第四百三号はこれを廢止する。</p>
---	--	---

治安維持法 (1941年) (全面改正)

施行日：昭和16年3月10日

廢止日：昭和20年10月15日

昭和16年法律第54号

(昭和二十年勅令第五百四十二號「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク治安維持法廢止等ノ件)

原文	口語文	口語訳
<p>朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル治安維持法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム</p> <p>御名御璽</p> <p style="text-align: right;">昭和十六年三月八日 内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿 内務大臣 男爵 平沼騏一郎 拓務大臣 秋田 清 陸軍大臣 東條 英機 海軍大臣 及川古志郎 司法大臣 柳川 平助</p> <p>第一章 罪</p>	<p>朕帝國議會の協賛を經たる治安維持法改正法律を裁可し茲に之を公布せしむ</p> <p>御名御璽</p> <p style="text-align: right;">昭和十六年三月八日 内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿 内務大臣 男爵 平沼騏一郎 拓務大臣 秋田 清 陸軍大臣 東條 英機 海軍大臣 及川古志郎 司法大臣 柳川 平助</p> <p>第一章 罪</p>	<p>今上天皇が帝国議会の協賛を經たる治安維持法改正法律を裁可しここにこれを公布する</p> <p>御名御璽</p> <p style="text-align: right;">昭和十六年三月八日 内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿 内務大臣 男爵 平沼騏一郎 拓務大臣 秋田 清 陸軍大臣 東條 英機 海軍大臣 及川古志郎 司法大臣 柳川 平助</p> <p>第一章 罪</p>

原文	口語文	口語訳
<p>第一條 國體ヲ變革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ處ス</p>	<p>第一條 國體を變革することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員其の他指導者たる任務に従事したる者は死刑又は無期若しくは七年以上の懲役に處し情を知りて結社に加入したる者又は結社の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は三年以上の有期懲役に處す</p>	<p>第一条 国体を変革する目的で結社を組織した者または結社の役員その他指導者の任務に就いた者は死刑または無期もしくは七年以上の懲役に處し、その事情を知っていて結社に加わった者または結社の目的遂行のためにの行爲をした者は三年以上の有期懲役に處する。</p>
<p>第二條 前條ノ結社ヲ支援スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス</p>	<p>第二條 前條の結社を支援することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員其の他指導者たる任務に従事したる者は死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に處し情を知りて結社に加入したる者又は結社の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は二年以上の有期懲役に處す</p>	<p>第二条 前条の結社を支援する目的で結社を組織した者または結社の役員その他指導者の任務に就いている者は死刑または無期もしくは五年以上の懲役に處し、事情を知っていて結社に加入した者または結社の目的遂行のための行爲をした者は二年以上の有期懲役に處する。</p>
<p>第三條 第一條ノ結社ノ組織ヲ準備スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス</p>	<p>第三條 第一條の結社の組織を準備することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員其の他指導者たる任務に従事したる者は死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に處し情を知りて結社に加入したる者又は結社の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は二年以上の有期懲役に處す</p>	<p>第三条 第一条の結社の組織を準備することを目的として結社を組織した者または結社の役員その他の指導者の任務に就いた者は死刑または無期もしくは五年以上の懲役に處し、事情を知っていて結社に加入した者または結社の目的遂行のための行爲をした者は二年以上の有期懲役に處する。</p>
<p>第四條 前三條ノ目的ヲ以テ集團ヲ結成シタル者又ハ集團ヲ指導シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處シ前三條ノ目的ヲ以テ集團ニ参加シタル者又ハ集團ニ関シ前三條ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス</p>	<p>第四條 前三條の目的を以て集團を結成したる者又は集團を指導したる者は無期又は三年以上の懲役に處し前三條の目的を以て集團に参加したる者又は集團に関し前三條の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は一年以上の有期懲役に處す</p>	<p>第四条 前三条の目的をもって集團を結成した者または集團を指導した者は無期または三年以上の懲役に處し、前三条の目的をもって集團に参加した者または集團による前三条の目的遂行のための行爲をした者は一年以上の有期懲役に處する。</p>
<p>第五條 第一條乃至第三條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ関シ協議若ハ煽動ヲ爲シ又ハ其ノ目的タル事項ヲ宣伝シ其ノ他其ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス</p>	<p>第五條 第一條乃至第三條の目的を以て其の目的たる事項の實行に関し協議若しくは煽動を爲し又は其の目的たる事項を宣伝し其の他其の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は一年以上十年以下の懲役に處す</p>	<p>第五条 第一条および第三条の目的をもってその目的にある事項の實行について協議もしくは煽動し、またはその目的にある事項を宣伝しその他その目的遂行のためにする行爲をした者は一年以上十年以下の懲役に處する。</p>
<p>第六條 第一條乃至第三條ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行其ノ他生命、身體又ハ財産ニ害ヲ加フベキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス</p>	<p>第六條 第一條乃至第三條の目的を以て騷擾、暴行其の他生命、身體又は財産に害を加ふべき犯罪を煽動したる者は二年以上の有期懲役に處す</p>	<p>第六条 第一条および第三条の目的をもって騷乱、暴行その他生命、身体または財産に害を加える犯罪を煽動した者は二年以上の有期懲役に處する。</p>
<p>第七條 國體ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スベキ事項ヲ流布スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ無期又ハ四年以上ノ懲役ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス</p>	<p>第七條 國體を否定し又は神宮若しくは皇室の尊嚴を冒瀆すべき事項を流布することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員其の他指導者たる任務に従事したる者は無期又は四年以上の懲役に處し情を知りて結社に加入したる者又は結社の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は一年以上の有期懲役に處す</p>	<p>第七条 国体を否定しまたは神宮もしくは皇室の尊嚴を冒瀆する内容を流布することを目的として、結社を組織した者または結社の役員その他指導者の任務に就いた者は無期または二年以上の懲役に處し、事情を知っていて結社に加入した者または結社の目的遂行のための行爲をした者は一年以上の牢有期懲役に處する。</p>
<p>第八條 前條ノ目的ヲ以テ集團ヲ結成シタル者又ハ集團ヲ指導シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處シ前條ノ目的ヲ以テ集團ニ参加シタル者又ハ集團ニ関シ前三條ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス</p>	<p>第八條 前條の目的を以て集團を結成したる者又は集團を指導したる者は無期又は三年以上の懲役に處し前條の目的を以て集團に参加したる者又は集團に関し前三條の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は一年以上の有期懲役に處す</p>	<p>第八条 前条の目的をもって集團を結成した者または集團を指導した者は無期または三年以上の懲役に處し、前条の目的をもって集團に参加した者または集團に関して前条の目的遂行のためにする行爲をした者は一年以上の有期懲役に處する。</p>
<p>第九條 前八條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス情ヲ知りテ供与ヲ受け又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ爲シタル者亦同ジ</p>	<p>第九條 前八條の罪を犯さしむることを目的として金品其の他の財産上の利益を供与し又は其の申込若しくは約束を爲したる者は十年以下の懲役に處す情を知りて供与を受け又は其の要求若しくは約束を爲したる者亦同じ</p>	<p>第九条 前八条の罪を犯させることを目的として金品その他の財産上の利益を供与しまたはその申込みもしくは約束をした者は十年以下の懲役に處する。事情を知っていて供与を受けまたはその要求もしくは約束をした者もまた同じ。</p>
<p>第十條 私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者若ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス</p>	<p>第十條 私有財産制度を否認することを目的として結社を組織したる者又は情を知りて結社に加入したる者若しくは結社の目的遂行の爲にする行爲を爲したる者は十年以下の懲役又は禁錮に處す</p>	<p>第十条 私有財産制度を否認することを目的として結社を組織した者または事情を知っていて結社に加入した者もしくは結社の目的遂行のための行爲をした者は十年以下の懲役または禁固に處する。</p>
<p>第十一條 前條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ関シ協議ヲ爲シ又ハ其ノ目的タル事項ノ實行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス</p>	<p>第十一條 前條の目的を以て其の目的たる事項の實行に関し協議を爲し又は其の目的たる事項の實行を煽動したる者は七年以下の懲役又は禁錮に處す</p>	<p>第十一条 前条の目的をもってその目的にある事項の實行に関して協議をしままたはその目的にある事項の實行を煽動した者は七年以下の懲役または禁固に處する。</p>
<p>第十二條 第十條ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行其ノ他生命、身體又ハ財産ニ害ヲ加フベキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス</p>	<p>第十二條 第十條の目的を以て騷擾、暴行其の他生命、身體又は財産に害を加ふべき犯罪を煽動したる者は二年以上の有期懲役に處す</p>	<p>第十二条 第十条の目的をもって騷乱、暴行その他生命、身体または財産に害を加える犯罪を煽動した者は十年以下の懲役または禁固に處する。</p>
<p>第十三條 前三條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス情ヲ知りテ供与ヲ受け又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ爲シタル者亦同ジ</p>	<p>第十三條 前三條の罪を犯さしむることを目的として金品其の他の財産上の利益を供与し又は其の申込若しくは約束を爲したる者は五年以下の懲役又は禁錮に處す情を知りて供与を受け又は其の要求若しくは約束を爲したる者亦同じ</p>	<p>第十三条 前三条の罪を犯させることを目的とし、金品その他の財産上の利益を供与しまたはその申込みもしくは約束をした者は五年以下の懲役または禁固に處する。事情を知っていて供与を受けまたはその要求もしくは約束をした者もまた同じ。</p>

原文	口語文	口語訳
第十四條 第一條乃至第四條、第七條、第八條及ビ第十條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス 第十五條 本章ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ輕減又ハ免除ス 第十六條 本章ノ規定ハ何人ヲ問ワズ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス	第十四條 第一條乃至第四條、第七條、第八條及び第十條の未遂罪は之を罰す 第十五條 本章の罪を犯したる者自首したるときは其の刑を輕減又は免除す 第十六條 本章の規定は何人を問わず本法施行地外に於て罪を犯したる者に亦之を適用す	第十四条 第一条および第四条、第七条、第八条および第十条の未遂罪はこれを罰する。 第十五条 本章の罪を犯した者が自首した時はその刑を輕減または免除する。 第十六条 本章の規定は何人を問わない。本法施行地以外（外地のこと）において罪を犯した者にもまた適用する。
第二章 刑事手続 第十七條 本章ノ規定ハ第一章ニ掲グル罪ニ関スル事件ニ付之ヲ適用ス 第十八條 檢事ハ被疑者ヲ召喚シ又ハ其ノ召喚ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得 檢事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ発スル召喚状ニハ命令ヲ爲シタル檢事ノ職、氏名及其ノ命令ニ因リ之ヲ発スル旨ヲモ記載スベシ 召喚状ノ送達ニ関スル裁判所書記及執達吏ニ属スル職務ハ司法警察官吏コ之ヲ行ナフコトヲ得 第十九條 被疑者正当ノ事由ナクシテ前條ノ規定ニ依ル召喚ニ應ゼズ又ハ刑事訴訟法第八十七條第一項各号ニ規定スル事由アルトキハ檢事ハ被疑者ヲ勾引シ又ハ其ノ勾引ヲ他ノ檢事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得	第二章 刑事手続 第十七條 本章の規定は第一章に掲ぐる罪に関する事件に付之を適用す 第十八條 檢事は被疑者を召喚し又は其の召喚を司法警察官に命令することを 檢事の命令に因り司法警察官の発する召喚状には命令を爲したる檢事の職、氏名及其の命令に因り之を發する旨をも記載すべし 召喚状の送達に関する裁判所書記及執達吏に属する職務は司法警察官吏こ之を行なふことを得 第十九條 被疑者正当の事由なくして前條の規定に依る召喚に應ぜず又は刑事訴訟法第八十七條第一項各号に規定する事由あるときは檢事は被疑者を勾引し又は其の勾引を他の檢事に囑託し若は司法警察官に命令することを得	第二章 刑事手続 第十七条 本章の規定は第一章に掲げる罪に関する事件について適用する。 第十八条 檢事は被疑者を召喚しまたはその召喚を司法警察官に命令することができる。 2 檢事の命令により司法警察官の發する召喚状には、命令を出した檢事の職名、氏名およびその召喚状を發した命令内容をも記載しなければならない。 3 召喚状の送達に関する裁判所書記および執達吏に属する職務は司法警察官吏が行うことができる。 第十九条 被疑者が正当な理由なくして前条の規定による召喚に応じない時、または刑事訴訟法第八十七条第一項各号に規定する事由がある時は、檢事は被疑者を勾引しまたはその勾引を他の檢事に囑託もしくは司法警察官に命令をすることができる。
前條第二項ノ規定ハ檢事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ発スル勾引状ニ付之ヲ準用ス 第二十條 勾引シタル被疑者ハ指定セラレタル場所ニ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ檢事又ハ司法警察官之ヲ訊問スベシ其ノ時間内ニ勾留状ヲ発セザルトキハ檢事ハ被疑者ヲ釈放シ又ハ司法警察官ヲシテ之ヲ釈放セシムベシ 第二一條 刑事訴訟法第八十七條第一項各号ニ規定スル事由アルトキハ檢事ハ被疑者ヲ勾留シ又ハ其ノ勾留ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得 第十八條第二項ノ規定ハ檢事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ発スル勾留状ニ付之ヲ準用ス 第二二條 勾留ニ付テハ警察官署又ハ憲兵隊ノ留置場ヲ以テ監獄ニ代用スルコトヲ得 第二三條 勾留ノ期間ハ二月トス特ニ繼續ノ必要アルトキハ地方裁判所檢事又ハ区裁判所檢事ハ檢事長ノ許可ヲ受ケ一月毎ニ交流ノ期間ヲ更新スルコトヲ得但シ通ジテ一年ヲ超ユルコトヲ得ズ	前條第二項の規定は檢事の命令に因り司法警察官の發する勾引状に付之を準用す 第二十條 勾引したる被疑者は指定せられたる場所に引致したる時より四十八時間内に檢事又は司法警察官之を訊問すべし其の時間内に勾留状を發せざるときは檢事は被疑者を釈放し又は司法警察官をして之を釈放せしむべし 第二一條 刑事訴訟法第八十七條第一項各号に規定する事由あるときは檢事は被疑者を勾留し又は其の勾留を司法警察官に命令することを 第十八條 第二項の規定は檢事の命令に因り司法警察官の發する勾留状に付之を準用す 第二二條 勾留に付ては警察官署又は憲兵隊の留置場を以て監獄に代用することを 第二三條 勾留の期間は二月とす特に繼續の必要あるときは地方裁判所檢事又は区裁判所檢事は檢事長の許可を受け一月毎に交流の期間を更新することを得但し通じて一年を超ゆることを得ず	2 前条第二項の規定は檢事の命令によって司法警察官の發する勾引状に準用する。 第二十条 勾引した被疑者は指定された場所に出頭させた時より四十八時間内に檢事または司法警察官がこれを尋問しなければならない。その時間内に勾引状を發せられない時は、檢事は被疑者を釈放しまたは司法警察官によって釈放させなければならない。 第二十一条 刑事訴訟法第八十七条第一項各号に規定する事由がある時は、檢事は被疑者を勾留しまたはその勾留を司法警察官に命令することができる。 2 第十八条第二項の規定は檢事の命令によって司法警察官が發する勾留状に準用する。 第二十二条 勾留は警察官署または憲兵隊の留置場をもって監獄に代用することができる。 第二十三条 勾留の期間は二月とする。特に繼續の必要がある時は地方裁判所檢事または区裁判所檢事は檢事長の許可を受け、一月ごとに勾留の期間を更新することができる。ただし、通算して一年を越えることはできない。 第二十四条 勾留の事由が消滅しその他勾留を繼續する必要がないと判断した時は檢事は速やかに被疑者を釈放しまたは司法警察官によって釈放させなければならない。 第二十五条 檢事は被疑者の住居を制限して拘留の執行を停止することができる。
第二四條 勾留ノ事由消滅シ其ノ他ノ勾留ヲ繼續スルノ必要ナシト思料スルトキハ檢事ハ速ニ被疑者ヲ釈放シ又ハ司法警察官ヲシテ之ヲ釈放セシムベシ 第二五條 檢事ハ被疑者ノ住所ヲ制限シテ勾留ノ執行ヲ停止スルコトヲ得 刑事訴訟法第百十九條第一項ニ規定スル事由アル場合ニ於テハ檢事ハ勾留ノ執行停止ヲ取消スコトヲ得 第二六條 檢事ハ被疑者ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得 檢事ハ公訴提起前ニ限り証人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ檢事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得	第二四條 勾留の事由消滅し其の他の勾留を繼續するの必要なしと思料するときは檢事は速に被疑者を釈放し又は司法警察官をして之を釈放せしむべし 第二五條 檢事は被疑者の住所を制限して勾留の執行を停止することを 刑事訴訟法第百十九條第一項に規定する事由ある場合に於ては檢事は勾留の執行停止を取消すことを 第二六條 檢事は被疑者を訊問し又は其の訊問を司法警察官に命令することを 檢事は公訴提起前に限り証人を訊問し又は其の訊問を他の檢事に囑託し若は司法警察官に命令することを	第二十四条 勾留の事由が消滅しその他勾留を繼續する必要がないと判断した時は檢事は速やかに被疑者を釈放しまたは司法警察官によって釈放させなければならない。 第二十五条 檢事は被疑者の住居を制限して拘留の執行を停止することができる。 2 刑事訴訟法第百十九条第一項に規定する事由がある場合には檢事は勾留の執行停止を取り消すことができる。 第二十六条 檢事は被疑者を尋問しまたはその尋問を司法警察官に命令することができる。 2 檢事は公訴提起前に限り証人を尋問しまたはその尋問を他の檢事に囑託もしくは司法警察官に命令することができる。

原文	口語文	口語訳
<p>司法警察官検事ノ命令ニ因リ被疑者又ハ証人ヲ訊問シタルトキハ命令ヲ爲シタル検事ノ職、氏名及其ノ命令ニ因リ訊問シタル旨ヲ訊問調書ニ記載スベシ 第十八條第二項及第三項ノ規定ハ証人訊問ニ付之ヲ準用ス</p>	<p>司法警察官検事の命令に因り被疑者又は証人を訊問したるときは命令を爲したる検事の職、氏名及其の命令に因り訊問したる旨を訊問調書に記載すべし 第十八條第二項及第三項の規定は証人訊問に付之を準用す</p>	<p>3 司法警察官が検事の命令によって被疑者または証人を尋問した時は、命令した検事の職名、氏名および命令によって尋問した趣旨を尋問調書に記載しなければならない。 4 第十八条第二項および第三項の規定は証人尋問に準用する。</p>
<p>第二七條 検事ハ控訴提起前ニ限り押収、搜索若ハ檢証ヲ爲シ又ハ其ノ處分ヲ他ノ検事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得</p>	<p>第二七條 検事は控訴提起前に限り押収、搜索若は檢証を爲し又は其の處分を他の検事に囑託し若は司法警察官に命令することを得</p>	<p>第二十七条 検事は公訴提起前に限り、押収、搜索もしくは檢証しまたはその處分を他の検事に囑託もしくは司法警察官に命令することができる。</p>
<p>検事ハ控訴提起前ニ限り鑑定、通訳若ハ翻譯ヲ命ジ又ハ其ノ處分ヲ他ノ検事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得</p>	<p>検事は控訴提起前に限り鑑定、通訳若は翻譯を命じ又は其の處分を他の検事に囑託し若は司法警察官に命令することを得</p>	<p>2 検事は公訴提起前に限り、鑑定、通訳もしくは翻譯を命じまたはその處分を他の検事に囑託もしくは司法警察官に命令することができる。</p>
<p>前條第三項ノ規定ハ押収、搜索又ハ檢証ノ調達及鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ尋問調書ニ付之ヲ準用ス 第十八條第二項及第三項ノ規定ハ鑑定、通訳及ビ翻譯ニ付之ヲ準用ス</p>	<p>前條第三項の規定は押収、搜索又は檢証の調達及鑑定人、通事又は翻譯人の尋問調書に付之を準用す 第十八條第二項及第三項の規定は鑑定、通訳及び翻譯に付之を準用す</p>	<p>3 前条第三項の規定は押収、搜索または檢証の調書および鑑定人、通訳または翻譯人の尋問調書について準用する。 4 第十八条第二項および第三項の規定は鑑定、通訳および翻譯に準用する。</p>
<p>第二八條 刑事訴訟法中被告人ノ召喚、勾引及ビ勾留、被告人及証人ノ訊問、押収、搜索、檢証、鑑定、通訳並ニ翻譯ニ関スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外被疑事件ニ付之ヲ準用ス但シ保釈及責付ニ関スル規定ハ此ノ限ニ在ラズ</p>	<p>第二八條 刑事訴訟法中被告人の召喚、勾引及び勾留、被告人及証人の訊問、押収、搜索、檢証、鑑定、通訳並に翻譯に関する規定は別段の規定ある場合を除くの外被疑事件に付之を準用す但し保釈及責付に関する規定は此の限に在らず</p>	<p>第二十八条 刑事訴訟法中被告人の召喚、勾引および勾留、被告人および証人の尋問、押収、搜索、檢証、鑑定、通訳ならびに翻譯に関する規定は別段の規定がある場合を除いて被疑事件についてはこれを準用する。ただし、保釈および責付に関する規定はこの限りではない。</p>
<p>第二九條 弁護人ハ司法大臣ノ豫メ指定シタル弁護士ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ但シ刑事訴訟法第四十條第二項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ</p>	<p>第二九條 弁護人は司法大臣の豫め指定したる弁護士の中より之を選任すべし但し刑事訴訟法第四十條第二項の規定の適用を妨げず</p>	<p>第二十九条 弁護人は司法大臣があらかじめ指定した弁護士の中より選任しなければならない。ただし、刑事訴訟法第四十条第二項の規定の適用を妨げない。</p>
<p>第三十條 弁護人ノ数ハ被告人一人ニ付二人ヲ超ユルコトヲ得ズ</p>	<p>第三十條 弁護人の数は被告人一人に付二人を超ゆることを得ず</p>	<p>第三十条 弁護人の数は被告人一人につき二人を越えてはならない。</p>
<p>弁護人ノ選任ハ最初ニ定メタル公判期日ニ係ル召喚状ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ十日ヲ経過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ裁判所ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラズ</p>	<p>弁護人の選任は最初に定めたる公判期日に係る召喚状の送達を受けたる日より十日を経過したるときは之を爲すことを得ず但し已むことを得ざる事由ある場合に於て裁判所の許可を受けたるときは此の限にあらず</p>	<p>2 弁護人の選任は、最初に定めたる公判期日に関わる召喚状を受けた日より十日を経過した時はできない。ただし、やむを得ない理由がある場合で裁判所の許可を受けた時はこの限りではない。</p>
<p>第三一條 弁護人ハ訴訟ニ関スル書類ノ謄写ヲ爲サントスルトキハ裁判長又ハ豫審判事ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス 弁護人ノ訴訟ニ関スル書類ノ閲覧ハ裁判長又ハ豫審判事ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ爲スベシ</p>	<p>第三一條 弁護人は訴訟に関する書類の謄写を爲さんとするときには裁判長又は豫審判事の許可を受くることを要す 弁護人の訴訟に関する書類の閲覧は裁判長又は豫審判事の指定したる場所に於て之を爲すべし</p>	<p>第三十一条 弁護人が訴訟に関する書類の謄写をする時は、裁判長または予審判事の許可を受けることが必要である。 2 弁護人の訴訟に関する書類の閲覧は、裁判長または予審判事の指定した場所においてしなければならない。</p>
<p>第三二條 被告事件公判ニ付セラレタル場合ニ於テ檢事必要アリト認ムルトキハ管轄移轉ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ第一回公判期日ノ指定アリタル後ハ此ノ限ニ在ラズ</p>	<p>第三二條 被告事件公判に付せられたる場合に於て檢事必要ありと認むるときは管轄移轉の請求を爲すことを得但し第一回公判期日の指定ありたる後は此の限に在らず</p>	<p>第三十二条 被告が事件公判に付せられたる場合は、檢事が必要と認めたる時は管轄移轉の請求をすることができる。ただし、第一回公判期日の指定があつた後はこの限りではない。</p>
<p>前項ノ請求ハ事件ノ繫属スル裁判所及移轉先裁判所ニ共通スル直近裁判所ニ之ヲ爲スベシ 第一項ノ請求アリタルトキハ決定アル迄訴訟手續ヲ停止スベシ</p>	<p>前項の請求は事件の繫属する裁判所及移轉先裁判所に共通する直近裁判所に之を爲すべし 第一項の請求ありたる時は決定ある迄訴訟手續を停止すべし</p>	<p>2 前項の請求は、事件が係属する裁判所および移轉先裁判所に共通する直近上級裁判所でなければならない。 3 第一項の請求があつた時は決定があるまで訴訟手續を停止しなければならない。</p>
<p>第三三條 第一章ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノト認メタル第一審ノ判決ニ対シテハ控訴ヲ爲スコトヲ得ズ 前項ニ規定スル第一審ノ判決ニ対シテハ直接上告ヲ爲スコトヲ得</p>	<p>第三三條 第一章に掲ぐる罪を犯したるものと認めたる第一審の判決に対しては控訴を爲すことを得ず 前項に規定する第一審の判決に対しては直接上告を爲すことを得</p>	<p>第三十三条 第一章に掲げる罪を犯した者と認めたる第一審の判決に対しては控訴することができない。 2 前項に規定する第一審の判決に対しては直接上告をすることができない。</p>
<p>上告ハ刑事訴訟法ニ於テ第二審ノ判決ニ対シ上告ヲ爲スコトヲ得ル理由アル場合ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得 上告裁判所ハ第二審ノ判決ニ対スル上告事件ニ関スル手續キニ依リ裁判ヲ爲スベシ</p>	<p>上告は刑事訴訟法に於て第二審の判決に対し上告を爲すことを得る理由ある場合に於て之を爲すことを得 上告裁判所は第二審の判決に対する上告事件に関する手續きに依り裁判を爲すべし</p>	<p>3 上告は刑事訴訟法によって第二審の判決に対し上告する理由がある場合にできる。 4 上告裁判所は、第二審の判決に対する上告事件に関する手續きによって裁判をしなければならない。</p>
<p>第三四條 第一章ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノト認メタル第一審ノ判決ニ対シ上告アリタル場合ニ於テ上告裁判所同章ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノニ非ザルコトヲ疑フニ足ルベキ顯著ナル事由アルモノト認ムルトキハ判決ヲ以テ限判決ヲ破毀シ事件ヲ管轄控訴裁判所ニ移送スベシ</p>	<p>第三四條 第一章に掲ぐる罪を犯したるものと認めたる第一審の判決に対し上告ありたる場合に於て上告裁判所同章に掲ぐる罪を犯したるものに非ざることを疑ふに足るべき顯著なる事由あるものと認むるときは判決を以て限判決を破毀し事件を管轄控訴裁判所に移送すべし</p>	<p>第三十四条 第一章に掲げる罪を犯した者と認めたる第一審の判決に対し上告があつた場合、上告裁判所は、同章に掲げる罪を犯した者でないことを疑う余地のない顯著な事由があるものと認めたる時は、判決をもって原判決を破棄し、事件を管轄控訴裁判所に移送しなければならない。</p>

原文	口語文	口語訳
<p>第三五條 上告裁判所ハ公判期日ノ通知ニ付テハ刑事訴訟法第四百二十二條第一項ノ期間ニ依ラザルコトヲ得</p> <p>第三六條 刑事手續キニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外一般ノ規定ノ適用アルモノトス</p> <p>第三七條 本章ノ規定ハ第二十二條、第二十三條、第三十條第一項、第三十二條、第三十三條及第三十四條ノ規定ヲ除クノ外軍法會議ノ刑事手續ニ付之ヲ準用ス</p> <p>此ノ場合ニ於テ刑事訴訟法第八十七條第一項トアルハ陸軍軍法會議法第四百十三條又ハ海軍軍法會議法第四百十三條、刑事訴訟法第四百二十二條第一項トアルハ陸軍軍法會議法第四百四十四條第一項又ハ海軍軍法會議法第四百四十六條第一項トシ第二十五條第二項中刑事訴訟法第百十九條第一項ニ規定スル事由アル場合ニ於テハトアルハ何時ニテモトス</p> <p>第三八條 朝鮮ニアリテハ本章中司法大臣トアルハ朝鮮總督、檢事長トアルハ覆審法院檢事長、地方裁判所檢事又ハ区裁判所檢事トアルハ地方法院檢事、刑事訴訟法トアルハ朝鮮刑事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル刑事訴訟法トス但シ刑事訴訟法第四百二十二條第一項トアルハ朝鮮刑事令第三一條トス</p>	<p>第三五條 上告裁判所は公判期日の通知に付ては刑事訴訟法第四百二十二條第一項の期間に依らざることを得</p> <p>第三六條 刑事手続きに付ては別段の規定ある場合を除くの外一般の規定の適用あるものとする</p> <p>第三七條 本章の規定は第二十二條、第二十三條、第三十條第一項、第三十二條、第三十三條及第三十四條の規定を除くの外軍法會議の刑事手續に付之を準用す</p> <p>此の場合に於て刑事訴訟法第八十七條第一項とあるは陸軍軍法會議法第四百十三條又は海軍軍法會議法第四百十三條、刑事訴訟法第四百二十二條第一項とあるは陸軍軍法會議法第四百四十四條第一項又は海軍軍法會議法第四百四十六條第一項とし第二十五條第二項中刑事訴訟法第百十九條第一項に規定する事由ある場合に於てはとあるは何時にてもとす</p> <p>第三八條 朝鮮にありては本章中司法大臣とあるは朝鮮總督、檢事長とあるは覆審法院檢事長、地方裁判所檢事又は区裁判所檢事とあるは地方法院檢事、刑事訴訟法とあるは朝鮮刑事令に於て依ることを定めたる刑事訴訟法とす但し刑事訴訟法第四百二十二條第一項とあるは朝鮮刑事令第三一條とす</p>	<p>第三十五条 上告裁判所は、公判の期日の通知については刑事訴訟法第四百二十二條第一項の期間によらないことができる。</p> <p>第三十六条 刑事手続きについては別の規定がある場合を除いては一般の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>第三十七条 本章の規定は第二十二條、第二十三條、第二十九條、第三十條第一項、第三十二條、第三十三條および第三十四條の規定を除く他、軍法會議の刑事手續きについてこれを準用する。</p> <p>2 この場合において、刑事訴訟法第八十七條第一項とあるのは陸軍軍法會議法第四百十三條または海軍軍法會議法第四百十三條とし、刑事訴訟法第四百二十二條第一項とあるのは陸軍軍法會議法第四百四十四條第一項または海軍軍法會議法第四百四十六條第一項とし、第二十五條第二項中刑事訴訟法第百十九條第一項に規定する事由ある場合においてはとあるのは何時でもとする。</p> <p>第三十八条 朝鮮では、本章中司法大臣とあるのは朝鮮總督、檢事長とあるのは覆審法院檢事長、地方裁判所檢事または区裁判所檢事とあるのは地方法院檢事、刑事訴訟法とあるのは朝鮮刑事令にもとづいて定めたる刑事訴訟法とする。ただし刑事訴訟法第四百二十二條第一項とあるのは朝鮮刑事令第三一條とする。</p>
<p>第三章 豫防拘禁</p> <p>第三九條 第一章ニ掲グル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者其ノ執行ヲ終ワリ釈放セラルベキ場合ニ於テ釈放後ニ於テ更ニ同章ニ掲グル罪ヲ犯スノ虞アルコト顯著ナルトキハ裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ本人ヲ豫防拘禁ニ付スル旨ヲ命ズルコトヲ得</p> <p>第一章ニ掲グル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リタル者又ハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者思想犯保護觀察法ニ依リ保護觀察ニ付セラレ居ル場合ニ於テ保護觀察ニ依ルモ同章ニ掲グル罪ヲ犯スノ危険ヲ防止スルコト困難ニシテ更ニ之ヲ犯スノ虞アルコト顯著ナルトキ亦前項ニ同ジ</p> <p>第四十條 豫防拘禁ノ請求ハ本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事其ノ裁判所ニ之ヲ爲スベシ</p> <p>前項ノ請求ハ保護觀察ニ付セラレ居ル者ニ係ルトキハ其ノ保護觀察ヲ爲ス保護觀察署ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事其ノ裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得</p> <p>豫防拘禁ノ請求ヲ爲スニハ豫メ豫防拘禁委員会ノ意見ヲ求ムルコトヲ要ス</p> <p>豫防拘禁委員会ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>第四一條 檢事ハ豫防拘禁ノ請求ヲ爲スニ付テハ必要ナル取調ヲ爲シ又ハ公務所ニ照会シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得</p> <p>前項ノ取調ヲ爲スニ付必要アル場合ニ於テハ司法警察官吏ヲシテ本人ヲ同行セシムルコトヲ得</p> <p>第四二條 檢事ハ本人定マリタル住居ヲ有セザル場合又ハ逃亡シ若ハ逃亡スル虞アル場合ニ於テ豫防拘禁ノ請求ヲ爲スニ付必要アルトキハ本人ヲ豫防拘禁所ニ仮ニ收容スルコトヲ得但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テハ監獄ニ仮ニ收容スルコトヲ妨ゲズ</p> <p>前項ノ仮收容ハ本人ノ陳述ヲ聴キタル後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ本人陳述ヲ肯ゼズ又ハ逃亡シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>第四三條 前條ノ仮收容ノ期間ハ十日トス其ノ期間内ニ豫防拘禁ノ請求ヲ爲サザルトキハ速ニ本人ヲ釈放スベシ</p>	<p>第三章 豫防拘禁</p> <p>第三九條 第一章に掲ぐる罪を犯し刑に處せられたる者其の執行を終わり釈放せらるべき場合に於て釈放後に於て更に同章に掲ぐる罪を犯すの虞あること顯著なときは裁判所は檢事の請求に因り本人を豫防拘禁に付する旨を命ずることを得</p> <p>第一章に掲ぐる罪を犯し刑に處せられ其の執行を終りたる者又は刑の執行猶豫の言渡を受けたる者思想犯保護觀察法に依り保護觀察に付せられ居る場合に於て保護觀察に依るも同章に掲ぐる罪を犯すの危険を防止すること困難にして更に之を犯すの虞あること顯著なるとき亦前項に同じ</p> <p>第四十條 豫防拘禁の請求は本人の現在地を管轄する地方裁判所の檢事其の裁判所に之を爲すべし</p> <p>前項の請求は保護觀察に付せられ居る者に係るときは其の保護觀察を爲す保護觀察署の所在地を管轄する地方裁判所の檢事其の裁判所に之を爲すことを得</p> <p>豫防拘禁の請求を爲すには豫め豫防拘禁委員会の意見を求むることを要す</p> <p>豫防拘禁委員会に関する規程は勅令を以て之を定む</p> <p>第四一條 檢事は豫防拘禁の請求を爲すに付ては必要なる取調を爲し又は公務所に照会して必要なる事項の報告を求むることを得</p> <p>前項の取調を爲すに付必要ある場合に於ては司法警察官吏をして本人を同行せしむることを得</p> <p>第四二條 檢事は本人定まりたる住居を有せざる場合又は逃亡し若しくは逃亡する虞ある場合に於て豫防拘禁の請求を爲すに付必要あるときは本人を豫防拘禁所に仮に收容することを得但し已むことを得ざる事由ある場合に於ては監獄に仮に收容することを妨げず</p> <p>前項の仮收容は本人の陳述を聴きたる後に非ざれば之を爲すことを得ず但し本人陳述を肯ぜず又は逃亡したる場合は此の限に在らず</p> <p>第四三條 前條の仮收容の期間は十日とす其の期間内に豫防拘禁の請求を爲さざるときは速に本人を釈放すべし</p>	<p>第三章 予防拘禁</p> <p>第三十九条 第一章に掲げる罪を犯し刑に處せられた者が、その執行を終わり釈放されるべき場合、釈放後においてさらに同章に掲げる罪を犯すおそれが顕著な時、裁判所は檢事の請求によって本人を予防拘禁にする旨を命令することができる。</p> <p>2 第一章に掲げる罪を犯し刑に處せられその執行を終わった者または刑の執行猶豫の言い渡しを受けた者が、思想犯保護觀察法によって保護觀察に付せられた場合、保護觀察中同章に掲げる罪を犯す危険を防止することを困難にし、更にこれを犯す恐れがあることが顕著な時は前項に同じ。</p> <p>第四十条 予防拘禁の請求は、本人の現在地を管轄する地方裁判所の檢事がその裁判所においてしなければならない。</p> <p>2 前項の請求は保護觀察に付されている者の場合は、その保護觀察をする保護觀察所の所在地を管轄する地方裁判所の檢事がその裁判所においてしなければならない。</p> <p>3 予防拘禁の請求をするにはあらかじめ予防拘禁委員会の意見を求める必要がある。</p> <p>4 予防拘禁委員会に関する規定は勅令で定める。</p> <p>第四十一条 檢事が予防拘禁の請求をするには必要な取調べをしまたは公務所に紹介して必要な事項の報告を求めることができる。</p> <p>2 前項の取調べをする時、必要な場合は司法警察官吏と共に本人を同行させることができる。</p> <p>第四十二条 檢事は本人が定住居を持たない場合または逃亡もしくは逃亡する恐れがある場合、予防拘禁の請求をするについて、必要がある時は本人を予防拘禁に仮收容することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合には監獄に仮收容することを妨げない。</p> <p>2 前項の仮收容は、本人の陳述を聞いた後でなければできない。ただし、本人が陳述をしないかまたは逃亡した場合にはこの限りではない。</p> <p>第四十三条 前條の仮收容の期間は十日とする。その期間内に予防拘禁の請求がない時は速やかに本人を釈放しなければならない。</p>

原文	口語文	口語訳
<p>第四四條 豫防拘禁ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ本人ノ陳述ヲ聴キ決定ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ本人ニ出頭ヲ命ズルコトヲ得</p> <p>本人陳述ヲ肯ゼズ又ハ逃亡シタルトキハ陳述ヲ聴カズシテ決定ヲ爲スコトヲ得</p> <p>刑ノ執行終了前豫防拘禁ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ刑ノ執行終了後ト雖モ豫防拘禁ニ付スル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得</p>	<p>第四四條 豫防拘禁の請求ありたるときは裁判所は本人の陳述を聴き決定を爲すべし此の場合に於ては裁判所は本人に出頭を命ずることを得</p> <p>本人陳述を肯ぜず又は逃亡したるときは陳述を聴かずして決定を爲すことを得</p> <p>刑の執行終了前豫防拘禁の請求ありたるときは裁判所は刑の執行終了後と雖も豫防拘禁に付する旨の決定を爲すことを得</p>	<p>第四十四条 予防拘禁の請求があった時は、裁判所は本人の陳述を聞き、決定をしなければならない。この場合裁判所は本人に出頭を命令することかできる。</p> <p>2 本人が陳述をしないかまたは逃亡した時は陳述を聞かないまま決定することができる。</p> <p>3 刑執行の終了前に予防拘禁の請求があった時は、裁判所は刑の執行終了後といえども予防拘禁に付する旨の決定をすることができる。</p>
<p>第四五條 裁判所ハ事實ノ取調ヲ爲スニ付必要アル場合ニ於テハ参考人ニ出頭ヲ命ジ事實ノ陳述又ハ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得</p> <p>裁判所ハ公務所ニ照会シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得</p>	<p>第四五條 裁判所は事實の取調を爲すに付必要ある場合に於ては参考人に出頭を命じ事實の陳述又は鑑定を爲さしむることを得</p> <p>裁判所は公務所に照会して必要な事項の報告を求むることを得</p>	<p>第四十五条 裁判所は事実の取調べをするについて、必要な場合に参考人に出頭を命じ、事実の陳述または鑑定をさせることができる。</p> <p>2 裁判所は公務所に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。</p>
<p>第四六條 檢事ハ裁判所ガ本人ヲシテ陳述ヲ爲サシメ又ハ参考人ヲシテ事實ノ陳述若ハ鑑定ヲ爲サシムル場合ニ立会ヒ意見ヲ開陳スルコトヲ得</p>	<p>第四六條 檢事は裁判所が本人をして陳述を爲さしめ又は参考人をして事實の陳述若は鑑定を爲さしむる場合に立会ひ意見を開陳することを</p>	<p>第四十六条 檢事は、裁判所が本人に陳述をさせまたは参考人に事實の陳述または鑑定をさせる場合には立会ひ意見を述べることができる。</p>
<p>第四七條 本人ノ属スル家ノ戸主、配偶者又ハ四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ輔佐人ト爲ルコトヲ得</p> <p>輔佐人ハ裁判所ガ本人ヲシテ陳述ヲ爲サシメ若ハ参考人ヲシテ事實ノ陳述若ハ鑑定ヲ爲サシムル場合ニ立会ヒ意見ヲ開陳シ又ハ参考ト爲ルベキ資料ヲ提出スルコトヲ得</p>	<p>第四七條 本人の属する家の戸主、配偶者又は四親等内の血族若は三親等内の姻族は裁判所の許可を受け輔佐人と爲ることを得</p> <p>輔佐人は裁判所が本人をして陳述を爲さしめ若は参考人をして事實の陳述若は鑑定を爲さしむる場合に立会ひ意見を開陳し又は参考ト爲るべき資料を提出することを</p>	<p>第四十七条 本人の属する家の戸主、配偶者または四親等以内の血族または三親等以内の姻族は、裁判所の許可を受け補佐人となることができる。</p> <p>2 補佐人は裁判所が本人に陳述させもしくは参考人に事實の陳述もしくは鑑定をさせる場合には立会ひ意見を述べまたは参考トすべき資料を提出することができる。</p>
<p>第四八條 左ノ場合ニ於テハ裁判所ハ本人ヲ勾引スルコトヲ得</p> <p>一 本人定リタル住居ヲ有セザルトキ</p> <p>二 本人逃亡シタルトキ又ハ逃亡スル虞アルトキ</p> <p>三 本人正当ノ理由ナクシテ第四十四條第一項ノ出頭命令ニ應ゼザルトキ</p>	<p>第四八條 左の場合に於ては裁判所は本人を勾引することを</p> <p>一 本人定りたる住居を有せざるとき</p> <p>二 本人逃亡したるとき又は逃亡する虞あるとき</p> <p>三 本人正当の理由なくして第四十四條第一項の出頭命令に應ぜざるとき</p>	<p>第四十八条 左の場合に裁判所は、本人を勾引することができる。</p> <p>一 本人が定住居がない時</p> <p>二 本人が逃亡した時または逃亡するおそれがある時</p> <p>三 本人が正当な理由なくして第四十四条第一項の出頭命令に応じなかった時</p>
<p>第四九條 前條第一号又ハ第二号ニ規定スル事由アルトキハ裁判所ハ本人ヲ豫防拘禁所ニ仮ニ收容スルコトヲ得但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テハ監獄ニ仮ニ收容スルコトヲ妨ゲズ</p> <p>本人監獄ニアルトキハ前項ノ事由ナシト雖モ之ヲ仮ニ收容スルコトヲ得</p>	<p>第四九條 前條第一号又は第二号に規定する事由あるときは裁判所は本人を豫防拘禁所に仮に收容することを得但し已むことを得ざる事由ある場合に於ては監獄に仮に收容することを妨げず</p> <p>本人監獄にあるときは前項の事由なしと雖も之を仮に收容することを</p>	<p>第四十九条 前条第一号または第二号に規定する事由がある時は、裁判所は本人を予防拘禁所に仮收容することができる。ただし、やむを得ない事由があった場合は監獄に仮收容することを妨げない。</p> <p>2 本人が監獄にいる時は前項の事由がない時でも仮收容することができる。</p>
<p>第四十二條第二項ノ規程ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス</p> <p>第五十條 別段ノ規程アル場合ヲ除ク外刑事訴訟法中決定ニ関スル規程ハ第四十四條ノ決定ニ、即時抗告ニ関スル規程ハ前條ノ即時抗告ニ付之ヲ準用ス</p>	<p>第四十二條第二項の規程は第一項の場合に付之を準用す</p> <p>第五十條 別段の規程ある場合を除く外刑事訴訟法中決定に関する規程は第四十四條の決定に、即時抗告に関する規程は前條の即時抗告に付之を準用す</p>	<p>第五十条 別段の規定がある場合を除いて刑事訴訟法中勾引に関する規定は第四十八条の勾引に、勾留に関する規定は第四十二条および前条の仮收容に準用する。ただし、保釈および責付に関する規定はこの限りではない。</p>
<p>第五一條 豫防拘禁ニ付セザル旨ノ決定ニ對シテハ檢事ハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得</p> <p>豫防拘禁ニ付スル旨ノ決定ニ對シテハ本人及輔佐人ハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得</p>	<p>第五一條 豫防拘禁に付せざる旨の決定に対しては檢事は即時抗告を爲すことを得</p> <p>豫防拘禁に付する旨の決定に対しては本人及輔佐人は即時抗告を爲すことを得</p>	<p>第五十一条 予防拘禁に付しない旨の決定に対しては檢事は即時抗告をすることができる。</p> <p>2 予防拘禁に付する旨の決定に対して本人および補佐人は即時抗告することができる。</p>
<p>第五二條 別段ノ規程アル場合ヲ除ク外刑事訴訟法中決定ニ関スル規定ハ第四十四條ノ決定ニ、即時抗告ニ関スル規定ハ前條ノ即時抗告ニ付之ヲ準用ス</p>	<p>第五二條 別段の規程ある場合を除く外刑事訴訟法中決定に関する規定は第四十四條の決定に、即時抗告に関する規定は前條の即時抗告に付之を準用す</p>	<p>第五十二条 別段の協定がある場合を除いて刑事訴訟法中決定に関する規定は第四十四条の決定に、即時抗告に関する規定は前条の即時抗告に準用する。</p>
<p>第五三條 豫防拘禁ニ付セラレタル者ハ豫防拘禁所ニ之ヲ收容シ改悛セシムル爲必要ナル處置ヲ爲スベシ</p> <p>豫防拘禁所ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム</p>	<p>第五三條 豫防拘禁に付せられたる者は豫防拘禁所に之を收容し改悛せしむる爲必要な處置を爲すべし</p> <p>豫防拘禁所に関する規程は勅令を以て之を定む</p>	<p>第五十三条 予防拘禁に付せられたる者は、予防拘禁所に收容し改悛させるため必要な処置をしなければならない。</p> <p>2 予防拘禁所に関する規定は勅令で定める。</p>
<p>第五四條 豫防拘禁ニ付セラレタル者ハ法令ノ範圍内ニ於テ他人ト接見シ又ハ信書其ノ他ノ物ノ授受ヲ爲スコトヲ得</p>	<p>第五四條 豫防拘禁に付せられたる者は法令の範圍内に於て他人と接見し又は信書其の他の物の授受を爲すことを得</p>	<p>第五十四条 予防拘禁に付せられたる者は、法令の範圍内において他人と接見または信書その他の物を授受することができる。</p>

原文	口語文	口語訳
<p>豫防拘禁ニ付セラレタル者ニ対シテハ信書其ノ他ノ物ノ檢閲、差押若ハ没収ヲ爲シ又ハ保安若ハ懲戒ノ爲必要ナル處置ヲ爲スコトヲ得仮ニ收容セラレタル者及本章ノ規定ニ依リ拘引状ノ執行ヲ受ケ留置セラレタル者ニ付亦同ジ</p> <p>第五五條 豫防拘禁ノ期間ハ二年トス特に継続ノ必要アル場合ニ於テハ裁判所ハ決定ヲ以テ之ヲ更新スルコトヲ得</p> <p>豫防拘禁ノ期間満了前更新ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ期間満了後ト雖モ更新ノ決定ヲ爲スコトヲ得</p> <p>更新ノ決定ハ豫防拘禁ノ期間満了後確定シタルトキト雖モ之ヲ期間満了ノ時確定シタルモノト看做ス</p> <p>第四十條、第四十一條及第四十四條乃至第五十二條ノ規定ハ更新ノ場合ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第四十九條第二項中監獄トアルハ豫防拘禁所トス</p> <p>第五六條 豫防拘禁ノ期間ハ決定確定ノ日より起算ス</p> <p>拘禁セラレザル日数又ハ刑ノ執行ノタメ拘禁セラレタル日数ハ決定確定後ト雖モ前項ノ期間ニ算入セズ</p> <p>第五七條 決定確定ノ際本人受刑者ナルトキハ豫防拘禁ハ刑ノ執行終了後之ヲ執行ス</p> <p>監獄ニ在ル本人ニ対シ豫防拘禁ヲ執行セントスル場合ニ於テ移送ノ準備其ノ他ノ事由ノ爲特ニ必要アルトキハ一時拘禁ヲ継続スルコトヲ得</p> <p>豫防拘禁ノ執行ハ本人ニ対スル犯罪ノ捜査其ノ他ノ事由ノ爲特ニ必要アルトキハ決定ヲ爲シタル裁判所ノ檢事又ハ本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事ノ指揮ニ因リ之ヲ停止スルコトヲ得</p> <p>刑事訴訟法第五百三十四條乃至第五百三十六條及第五百四十四條乃至第五百五十二條ノ規定ハ豫防拘禁ノ執行ニ付之ヲ準用ス</p> <p>第五八條 豫防拘禁ニ付セラレタル者收容後其ノ必要ナキニ至リタルトキハ第五十五條ニ規定スル期間満了前ト雖モ行政官庁ノ處分ヲ以テ之ヲ退所セシムベシ</p> <p>第四十條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス</p> <p>第五九條 豫防拘禁ノ執行ヲ爲サザルコト二年ニ及ビタルトキハ決定ヲ爲シタル裁判所ノ檢事又ハ本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事は事情ニ因リ其ノ執行ヲ免除スルコトヲ得</p> <p>第四十條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス</p> <p>第六十條 天變事變ニ際シ豫防拘禁所内ニ於テ避難ノ手段ナシト認ムルトキハ收容セラレタル者ヲ他所ニ護送スベシ若シ護送スルノ暇ナキトキハ一時的ニ之ヲ解放スルコトヲ得</p> <p>解放セラレタル者ハ解放後二十四時間内ニ豫防拘禁所又ハ警察官署ニ出頭スベシ</p> <p>第六一條 本章ノ規定ニ依リ豫防拘禁所若ハ監獄ニ收容セラレタル者又ハ拘引状若ハ逮捕状ヲ執行セラレタル者逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役に處ス</p> <p>前條第一項ノ規定ニ依リ解散セラレタル者同條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ亦前項ニ同ジ</p> <p>第六二條 收容設備若ハ械具ヲ損壞シ、暴行若ハ脅迫ヲ爲シ又ハ二人以上通謀シテ前條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役に處ス</p> <p>第六三條 前二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス</p> <p>第六四條 本法ニ規定スルモノノ外豫防拘禁ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム</p>	<p>豫防拘禁に付せられたる者に対しては信書其の他の物の檢閲、差押若ハ没収を爲し又は保安若ハ懲戒の爲必要なる處置を爲すことを得仮に收容せられたる者及本章の規定に依リ拘引状の執行を受け留置せられたる者に付亦同じ</p> <p>第五五條 豫防拘禁の期間は二年とす特に継続の必要ある場合に於ては裁判所は決定を以て之を更新することを</p> <p>豫防拘禁の期間満了前更新の請求ありたるときは裁判所は期間満了後と雖も更新の決定を爲すことを得</p> <p>更新の決定は豫防拘禁の期間満了後確定したるときと雖も之を期間満了の時確定したるものと看做す</p> <p>第四十條、第四十一條及第四十四條乃至第五十二條の規定は更新の場合に付之を準用す此の場合に於て第四十九條第二項中監獄とあるは豫防拘禁所とす</p> <p>第五六條 豫防拘禁の期間は決定確定の日より起算す</p> <p>拘禁せられざる日数又は刑の執行のため拘禁せられたる日数は決定確定後と雖も前項の期間に算入せず</p> <p>第五七條 決定確定の際本人受刑者なるときは豫防拘禁は刑の執行終了後之を執行す</p> <p>監獄に在る本人に対し豫防拘禁を執行せんとする場合に於て移送の準備其の他の事由の爲特に必要あるときは一時拘禁を継続することを</p> <p>豫防拘禁の執行は本人に対する犯罪の捜査其の他の事由の爲特に必要あるときは決定を爲したる裁判所の檢事又は本人の現在地を管轄する地方裁判所の檢事の指揮に因り之を停止することを</p> <p>刑事訴訟法第五百三十四條乃至第五百三十六條及第五百四十四條乃至第五百五十二條の規定は豫防拘禁の執行に付之を準用す</p> <p>第五八條 豫防拘禁に付せられたる者收容後其の必要なきに至りたるときは第五十五條に規定する期間満了前と雖も行政官庁の處分を以て之を退所せしむべし</p> <p>第四十條第三項の規定は前項の場合に付之を準用す</p> <p>第五九條 豫防拘禁の執行を爲さざること二年に及びたるときは決定を爲したる裁判所の檢事又は本人の現在地を管轄する地方裁判所の檢事は事情に因り其の執行を免除することを</p> <p>第四十條第三項の規定は前項の場合に付之を準用す</p> <p>第六十條 天變事變に際し豫防拘禁所内に於て避難の手段なしと認むるときは收容せられたる者を他所に護送すべし若し護送するの暇なきときは一時的に之を解放することを</p> <p>解放せられたる者は解放後二十四時間内に豫防拘禁所又は警察官署に出頭すべし</p> <p>第六一條 本章の規定に依り豫防拘禁所若ハ監獄に收容せられたる者又は拘引状若ハ逮捕状を執行せられたる者逃走したるときは一年以下の懲役に處す</p> <p>前條第一項の規定に依り解散せられたる者同條第二項の規定に違反したるとき亦前項に同じ</p> <p>第六二條 收容設備若ハ械具を損壞し、暴行若ハ脅迫を爲し又は二人以上通謀して前條第一項の罪を犯したる者は三月以上五年以下の懲役に處す</p> <p>第六三條 前二條の未遂罪は之を罰す</p> <p>第六四條 本法に規定するものの外豫防拘禁に関し必要なる事項は命令を以て之を定む</p>	<p>2 予防拘禁になった者に対しては信書その他の物の檢閲差押えもしくは没収または保安もしくは懲戒のため必要な処置を行うことができる。仮收容された者および本章の規定によって勾引状の執行を受け留置された者についても同じ。</p> <p>第五十五条 予防拘禁の期間は二年とする。特に継続が必要な場合裁判所は決定をもって更新することができる。</p> <p>2 予防拘禁の期間満了前に更新の請求があった時は裁判所は期間満了後であっても更新の決定をすることができる</p> <p>3 更新の決定は予防拘禁の期間満了後確定した時といえども期間満了の時確定したものとみなす。</p> <p>4 第四十条、第四十一条および第四十四条および第五十二条の規定は更新の場合に準用する。この場合、第四十九条第二項中監獄とあるのは予防拘禁所とする。</p> <p>第五十六条 予防拘禁期間は、決定確定の日より起算する。</p> <p>2 拘禁されなかった日数または刑の執行のため拘禁された日数は、決定確定後といえども前項の期間に含まれない。</p> <p>第五十七条 決定確定の際に、本人が受刑者である時は予防拘禁は刑の執行終了後に行う。</p> <p>2 監獄にいる本人に対して予防拘禁を行おうとする場合は、移送の準備その他の事由のため特に必要がある時は一時拘禁を継続することができる。</p> <p>3 予防拘禁の執行は本人に対する犯罪の捜査その他の事由のため特に必要がある時は決定を下した裁判所の檢事は、本人の現在地を管轄する地方裁判所の檢事の指揮によってこれを停止することができる。</p> <p>4 刑事訴訟法第五百三十四条および第五百三十六條および第五百四十四条および第五百五十二條の規定は予防拘禁の執行に準用する。</p> <p>第五十八条 予防拘禁に付された者が收容後その必要がなくなった時は第五十五条に規定する期間満了前といえども行政官庁の處分をもって退所させなければならない。</p> <p>2 第四十条第三項の規定は前項の場合に準用する。</p> <p>第五十九条 予防拘禁の執行をしないまま二年を経過した時は決定を下した裁判所の檢事または本人の現在地を管轄する地方裁判所の檢事は事情によりその執行を免除することができる。</p> <p>2 第四十条第三項の規定は前項の場合に準用する。</p> <p>第六十条 天災事變に際しては、予防拘禁所内において避難の手段がないと認められたときは收容された者を他所に護送しなければならない。もし護送する暇がない時は一時これを開放することができる。</p> <p>2 開放された者は開放後二十四時間内に予防拘禁所または警察官署に出頭しなければならない。</p> <p>第六十一条 本章の規定によって予防拘禁もしくは監獄に收容された者または勾引状もしくは逮捕状を執行された者が逃走した時は一年以下の懲役に處する。</p> <p>2 前条第一項の規定により開放された者が同上第二項の規定に違反した時は前項に同じ。</p> <p>第六十二条 收容設備もしくは械具を損壞し、暴行もしくは脅迫または二人以上が共謀して前条第一項の罪を犯した者は三月以上五年以下の懲役に處する。</p> <p>第六十三条 前二條の未遂罪はこれを罰する。</p> <p>第六十四条 本法に規定するものの他予防拘禁に関して必要な事項は命令で定める。</p>

原文	口語文	口語訳
<p>第六五條 朝鮮ニ在リテハ豫防拘禁ニ関シ地方裁判所ノ爲スベキ決定ハ地方法院ノ合議部ニ於テ之ヲ爲ス 朝鮮ニ在リテハ本章中地方裁判所ノ検事トアルハ地方法院ノ検事、思想犯保護観察法トアルハ朝鮮思想犯保護観察令、刑事訴訟法トアルハ朝鮮刑事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル刑事訴訟法トス</p> <p>附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定ム 第一章ノ改正規定ハ本法施行前従前ノ規定ニ定メタル罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス但シ改正規定ニ定ムル刑ガ従前ノ規定ニ定メタル刑ヨリ重キトキハ、従前ノ規定ニ定メタル刑ニ依リ處断ス 第二章ノ改正規定ハ本法施行前公訴ヲ提起シタル事件ニ付テハ之ヲ適用セズ 第三章ノ改正規定ハ従前ノ規定ニ定メタル罪ニ付本法施行前刑ニ處セラレタル者ニ亦之ヲ適用ス 本法施行前朝鮮刑事令第十二條乃至第十五條ノ規定ニ依リ爲シタル捜査手續ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス 前項ノ捜査手續キニシテ本法ニ之ニ相当スル規定アルモノハ之ヲ本法ニヨリ爲シタルモノト看做ス 本法施行前朝鮮思想犯豫防拘禁令ニ依リ爲シタル豫防拘禁ニ関スル手續ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス 前項ノ豫防拘禁ニ関スル手續ニシテ本法ニ之ニ相当スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス</p>	<p>第六五條 朝鮮に在りては豫防拘禁に関し地方裁判所の爲すべき決定は地方法院の合議部に於て之を爲す 朝鮮に在りては本章中地方裁判所の検事とあるは地方法院の検事、思想犯保護観察法とあるは朝鮮思想犯保護観察令、刑事訴訟法とあるは朝鮮刑事令に於て依ることを定めたる刑事訴訟法とす</p> <p>附則 本法施行の期日は勅令を以て定む 第一章の改正規定は本法施行前従前の規定に定めたる罪を犯したる者に亦之を適用す但し改正規定に定むる刑が従前の規定に定めたる刑より重きときは、従前の規定に定めたる刑に依り處断す 第二章の改正規定は本法施行前公訴を提起したる事件に付ては之を適用せず 第三章の改正規定は従前の規定に定めたる罪に付本法施行前刑に處せられたる者に亦之を適用す 本法施行前朝鮮刑事令第十二條乃至第十五條の規定に依り爲したる捜査手續は本法施行後と雖も仍其の効力を有す 前項の捜査手續にして本法に之に相当する規定あるものは之を本法により爲したるものと看做す 本法施行前朝鮮思想犯豫防拘禁令に依り爲したる豫防拘禁に関する手續は本法施行後と雖も仍其の効力を有す 前項の豫防拘禁に関する手續にして本法に之に相当する規定あるものは之を本法に依り爲したるものと看做す</p>	<p>第六十五条 朝鮮では、予防拘禁に関して地方裁判所のなすべき決定は地方法院の合議部において行う。 2 朝鮮では本書中地方裁判所の検事とあるのは地方法院の検事、思想犯保護観察法とあるのは朝鮮思想犯保護観察令、刑革訴訟法とあるのは朝鮮刑事令によって定めた刑事訴訟法とする。</p> <p>付則 本法施行の期日は勅令で定める 第一章の改正規定は本法施行前従前の規定に定める罪を犯した者に又これを適用する。但し改正規定に定める刑が従前の規定に定める刑より重いときは、従前の規定に定める刑により処断する。 第二章の改正規定は本法施行前公訴を提起する事件についてはこれを適用しない。 第山椒の改正規定は従前の規定に定める罪につき本法施行前刑に処される者に又これを適用する。 本法施行前朝鮮刑事令第十二條ないし第十五條の規定によりなす捜査手續きは本法施行後といえどもそのまま効力を有する。 前項の捜査手續にして本法にこれに相当する規定有るものはこれを本法によりなすとみなす。 本法施行前朝鮮思想犯予防拘禁令によりなす予防拘禁に関する手續きは本法施行後といえどもそのまま効力を有する。 前項の予防拘禁に関する手續きに本法にこれに相当する規定あるものはこれを本法によりなすとみなす。</p>